

1 1 必要な諸帳簿



特別支援学級に必要な諸帳簿について一覧表にまとめています。諸帳簿チェック表で、作成できているかどうかを確認してみましょう。

諸帳簿チェック表

<input type="checkbox"/> 指導要録	A様式かB様式かを確認してください。 A様式・・・当該学年の内容及び下学年適用の場合 B様式・・・知的障がい者を教育する特別支援学校の各教科の内容を取り入れる場合
<input type="checkbox"/> 出席簿	学級ごとに作成します。
<input type="checkbox"/> 児童生徒名簿	学級ごとに作成します。
<input type="checkbox"/> 就学指導関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市、郡就学指導委員会の審査資料（観察表、個人調査票、診断書） ・保護者の承諾書 ・市、郡就学指導委員会の審査結果 ・校内就学指導委員会の記録（話し合われた内容をまとめ、1冊のファイルに綴じておきましょう。）
<input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画	作成は努力義務ですが、必要なものであると考え、作成をお願いしています。
<input type="checkbox"/> 各教科等の年間指導計画 <small>※単元名のみ題材配当表とは違うものです。</small>	必要なものです。必ず作成します。 ・児童生徒が履修している各教科、領域等のすべてのものを作成します。各教科等を合わせた指導の形態を取り入れる場合も必要です。
<input type="checkbox"/> 各教科等の個別の指導計画	作成は努力義務ですが、必要なものであると考え、作成をお願いしています。
<input type="checkbox"/> 自立活動の年間指導計画	必要なものです。児童生徒個々に作成します。
<input type="checkbox"/> 自立活動の個別の指導計画	必要なものです。児童生徒個々に作成します。



- ・個人情報の取り扱いに留意し、保管場所等を決めましょう。
- ・作成した諸帳簿は、見やすく整理されていますか。
- ・活用すべきものは、PDCAサイクルで、効果的に活用できるようにしましょう。



12 指導要録について



特別支援学級の指導要録については、所管する教育委員会が定めたものを使用します。児童生徒の教育課程に合わせてA様式、B様式のいずれかを使用します。

○小学校、中学校学習指導要領の各教科（当該学年及び下学年適用）の場合は、**A様式を使用します。**

- ・様式1「学籍に関する記録」は通常の学級も特別支援学級も同じ様式です。
- ・様式2「指導に関する記録」の記入にあたっては、所管する教育委員会が定めたものを参考としてください。ここでは特に留意すべき点を示します。

A様式（記入例）

様式2（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		学級	学年	1	2	3	4	5	6					
各教科の学習の記録																
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	外国語活動の記録							
国語	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4					
社会	社会的な思考・判断・表現 職業・暮らしの技能 社会的な事象についての知識・理解	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4					
算数	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての技能 数量や図形についての知識・理解	1	2	3	4	5	6	総合的な学習の時間の記録								
理科	自然事象への関心・意欲・態度 科学的な思考・表現 観察・実験の技能 自然事象についての知識・理解	1	2	3	4	5	6	学年	学習活動	観点	評価					
生活	生活への関心・意欲・態度 活動や体験についての思考・表現 身近な環境や自分についての見付き	1	2	3	4	5	6	特別活動の記録								
音楽	音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫 音楽表現の技能 鑑賞の能力	1	2	3	4	5	6	内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
図画工作	造形への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力	1	2	3	4	5	6	学級活動	児童会活動							
家庭科	家庭生活への関心・意欲・態度 生活を創意工夫する能力 生活の技能 家庭生活についての知識・理解	1	2	3	4	5	6	クラブ活動	学校行事							
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 健康・安全についての知識・理解	1	2	3	4	5	6									
評価	科目	国語	社会	算数	理科	音楽	図画	家庭	体育							

評価については、指導している学年の規準で評価します。

特別支援学級A様式

児童氏名		学年		1						2					
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣 健康・体力の向上 自主・自律 責任感 創意工夫	1							思いやり・協力 生命尊重・自然愛護 勤労・奉仕 公正・公平 公共心・公德心	1						
自立活動の記録															
第1学年								第4学年							
第2学年								第5学年							
第3学年								第6学年							
総合所見及び指導上参考となる諸事項															
第1学年								第4学年							
第2学年								第5学年							
第3学年								第6学年							
出欠の記録															
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

下学年適用の場合は、指導している学年を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入します。



(例) 小学校第5学年の児童が、小学校第4学年の目標・内容を指導した場合は、その旨を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記載し、第4学年の評価規準で評価を行います。

○特別支援学校（知的障がい）学習指導要領の各教科を導入の場合は、B様式を使用します。

- ・様式1「学籍に関する記録」は通常の学級も特別支援学級も同じ様式です。
- ・様式2「指導に関する記録」の記入にあたっては、所管する教育委員会が定めたものを参考としてください。ここでは特に留意すべき点を示します。

B様式（記入例）

入学時の障がいの状況を記載します。

特別支援学校B様式(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録

1	2	3

特別活動
自立活動

特別支援学校B様式(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	4	5	6
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録

4	5	6

特別活動
自立活動

特別支援学校B様式 B様式

児童氏名

外国語活動の記録		入学・入籍時の障がいの状態
観点	評価	
5		
6		

総合的な学習の時間の記録

学習活動	観点	評価
3		
4		
5		
6		

行動の記録

第1学年	第4学年
第2学年	第5学年
第3学年	第6学年

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	第4学年
第2学年	第5学年
第3学年	第6学年

出欠の記録

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなかった日数	欠席日数	出席日数	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

この様式では自立活動の記録はここに記載します。

各教科・特別活動・自立活動の記録は、文章で記載します。個々の目標に合わせて、できるようになったことなどを記載します。

備考欄には、各教科等を合わせた指導（生活単元学習や作業学習など）を行った場合に、どの教科を合わせたかを記載します。

13 個別の教育支援計画の作成と活用



個別の教育支援計画は、一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な教育的支援を行うための計画です。校内だけでなく、保護者や関係機関との適切な役割分担のもとで一貫した支援を行うためのツールという意味をもっています。学校や学級種別による違いはありますが、基本的に含まれる項目は以下の通りです。

書式例（鳥取県教育委員会 特別支援教育課HPより）

取扱注意									
個別の教育支援計画									
(様式例)		平成	年	月	日	記入者 (
		平成	年	月	日	記入者 (
		平成	年	月	日	記入者 (
ふりがな 児童生徒氏名					児童生徒 住 所	〒 -			
					電話番号 () -				
生 年 月 日 年 齢		平成	年	月	氏名 ()				
ふりがな 保護者氏名		続柄 [本人の 状 況	生活実態			
						興味・関心			
						そ の 他			
家 族 状 況	家族 構 成				本人のニーズ				
	特記 事項				保護者のニーズ				
生 育 歴					学 校 に お け る 支 援	支 援 目 標			
医 療	薬物使用 の 状 況	常用薬の有無	有			主 な 支 援 内 容			
	特記 事項				他 の 関 係 機 関 に お け る 支 援 内 容				
療 育 ・ 教 育 歴		家庭生活	地域生活	福祉関係	医療関係	労働関係			
特 記 事 項									

ポイント

○個別の教育支援計画は、支援の根拠を明らかにしておくものです

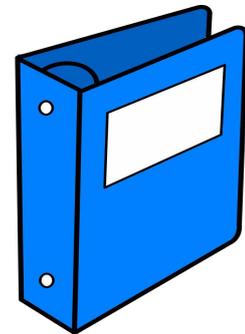
- 障がいの状態や、発達の様子、生活上の課題などをしっかりと記録し、児童生徒一人一人を正確に捉えます。その上で長期的な視点に立って、その子に必要な支援の方針を決定します。その際、保護者と相談しながら支援方針を決定していくことが大切です。
- 個別の教育支援計画は、長期的な視点で児童生徒を支えるために支援の根拠を明らかにしておくものです。

○個別の教育支援計画の情報は、本人・保護者のものです

- 作成したものは、本人・保護者のものです。本人・保護者が見ることを前提に作成します。例えば、書きにくい内容でも、相手がいやな気持ちにならないように書くことを忘れないでください。

○個別のファイルを作りましょう

- 個別の教育支援計画の他に、医療機関からの情報、検査結果や検査記録など、大切な情報は1つにまとめて「個別のファイル」に綴りましょう。



個別のファイル

留意点

○書式にこだわりすぎないこと

- 障がい種や個々の実態によって、多く記録していきたい項目に違いがあると思います。書式にこだわりすぎず、項目を増やしたり欄を広げたりして使用してください。

○保管場所に留意すること

- 個別の教育支援計画は個人情報を多く含みます。保管場所には十分留意し、個人情報の保護に努めてください。



14 各教科等の年間指導計画及び 個別の指導計画



年間指導計画とは、年間を通してどのような指導をしていくのか、個別に指導目標や指導内容などを明確にした具体的な計画です。この計画に基づいて、単元ごとに詳細に計画を行います。
教師としての説明責任として、いつ、何を、どのように学習したのかを示すことが必要です。

書式例（当該学年及び下学年適用の場合）

○年間指導計画は、学習時期、単元名、学習内容、目標、評価規準等の欄を設けること

- 履修している各教科・領域等すべてのものを作成します。
- 通常学級で使用している年間指導計画と同じものでかまいません。しかし、特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて、学習内容や学習時期を変更したり工夫したりして行うことは必要となります。その場合は、変更点や工夫点をこの計画に記入しておきましょう。

（教科領域名）年間指導計画（○○学級 年 名前）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単元名 及び 学習内容												
目標			年間指導計画									
評価規準							年間指導計画に <u>支援方法と</u> <u>評価の欄を追加することで、</u> 個別の指導計画になります。					
支援方法												
評価												

【参考書式】東部教育局作成 ※児童生徒の実態に応じて項目を検討して使用してください。

○個別の指導計画は、特に決められた様式はありません。年間指導計画を活用して作成してもよいでしょう。

学習は計画的に！



児童生徒の学力を高めるためには計画を立てて実践することが大切です。計画的に支援をすることで、児童生徒の学びが高まります。また、各教科での学習内容や支援などを、確実に次の担任へ引き継ぐことができます。

書式例（特別支援学校の教育課程を選択する場合）

○年間指導計画は、学習時期、単元名、学習内容、目標（付けたい力）等の欄を設けること

- ・特別支援学校学習指導要領を参考にして作成します。児童生徒の実態や学習の状況、保護者・本人のニーズ等もふまえて作成します。
- ・各教科領域のものを作成するほか、教科等を合わせた指導を行う場合も作成します。
- ・指導内容の検討にあたっては、特別支援学校のセンター的機能を活用することが考えられます。

(教科領域名)年間指導計画 (〇〇学級 年 名前)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単元名 及び 学習内容			年間指導計画									
目標 (付けたい力)							年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加することで、個別の指導計画になります。					
支援方法												
評価												

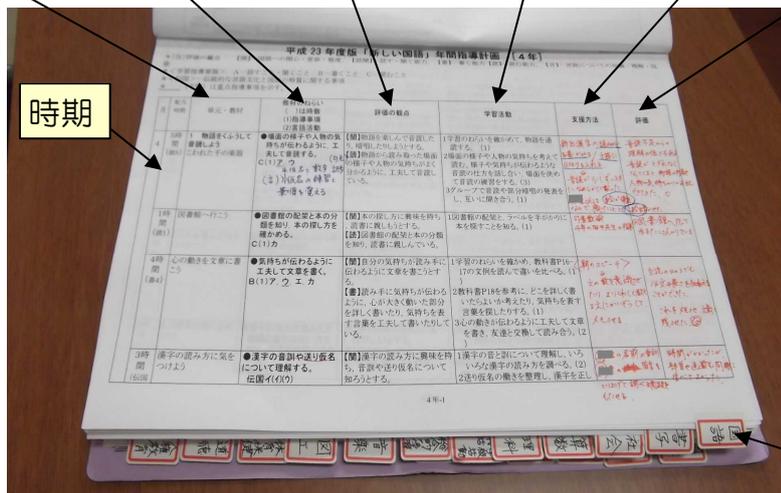
【参考書式】東部教育局作成 ※児童生徒の実態に応じて項目を検討して使用してください。

○個別の指導計画は、特に決められた様式はありません。年間指導計画を活用して作成してもよいでしょう。

(例) 国語の年間指導計画及び個別の指導計画（下学年適用）

単元・教材 ねらい 評価の観点 学習内容 支援方法 評価

日々の学習計画や評価に
しっかりと活用しよう！



右の写真のように1つのファイルに綴り、インデックスで教科名を付けると活用しやすくなります。

教科名

15 自立活動の年間指導計画及び 個別の指導計画



自立活動の内容は、児童生徒個々の実態に合わせて設定するものです。ですから、年間指導計画も個別の指導計画も、児童生徒個々に作成します。「自立活動の時間における指導」はもちろんのこと、「学校生活における自立活動の指導」についても計画します。また、各教科等を合わせた指導の形態（生活単元学習等）の中で自立活動を行う場合は、書式を工夫して作成します。自立活動が計画的に行われ、P D C Aサイクルで身に付けたい力が育つようにしましょう。

書式例①



書式例では、基本的なことのみ示しています。児童生徒の実態に合わせて、書式を変更して使用してください。

○年間指導計画は、学習時期、指導内容、目標等の欄を設けること

自立活動 年間指導計画および個別の指導計画 (○○学級 年 名前)

長期目標 (年間)						
短期目標	前期			後期		
指導時期 指導場面	4・5月 自立活動	6・7月 自立活動	9・10月 自立活動	11・12月 自立活動	1・2・3月 自立活動	年間 学校生活における指導
指導内容	年間指導計画					年間指導計画に、 <u>支援方法と評価の欄を追加すること</u> で、 <u>個別の指導計画</u> としてもよい。
目標						
具体的な支援 及び 配慮事項	次ページの「 <u>目標の立て方のポイント</u> 」を参考にすること					
評価						

【参考書式】東部教育局作成 ※児童生徒の実態に応じて項目を検討して使用してください。

自立活動の時間における指導について記入します。

学校生活における自立活動の指導について記入します。

○個別の指導計画には、特に決められた様式はありません。

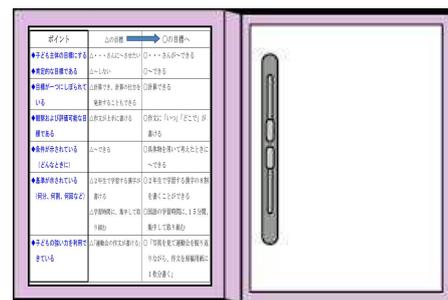
○指導内容ごとに、詳細な個別の指導計画を作成するとよいでしょう。あるいは、上記の例のように、年間指導計画を活用して作成してもよいでしょう。

目標の立て方のポイント

ポイント	△の目標	○の目標へ
◆子ども主体の目標にする	△・・・さんに～させたい	○・・・さんが～できる
◆肯定的な目標である	△～しない	○～できる
◆目標が一つにしぼられている	△計算でき、計算の仕方を発表することもできる	○計算できる
◆観察および評価可能な目標である	△作文が上手に書ける	○作文に「いつ」「どこで」が書ける
◆条件が示されている (どんなときに)	△～できる	○具体物を用いて考えたときに～できる
◆基準が示されている (何分、何割、何回など)	△2年生で学習する漢字が書ける △学習時間に、集中して取り組む	○2年生で学習する漢字の8割を書くことができる ○国語の学習時間に、15分間、集中して取り組む
◆子どもの強い力を利用してきている	△「運動会の作文が書ける」	○「写真を見て運動会を振り返りながら、作文を原稿用紙に1枚分書く」



個別の指導計画等を綴っているファイルの表紙の裏に、上記の資料を貼ってください。目標を立てる際に参考とすることができ、とても便利です。



16 障がいを知ることの推進

～共生社会をめざして～



「障がいのある人もない人も共に生きる社会」を作るためには、お互いの交流を進めお互いを知り合うところから始まります。小・中学校では、児童生徒の関わりを増やし、お互いを知ることができるような仕掛けを作りましょう。

児童の関わりを増やす

○特別支援学級の児童生徒の活動を紹介する

特別支援学級を開かれた学級にしていくことも大切です。そのために、取り組んでいることや好きなこと、得意なことなどを、児童生徒や保護者、教職員に紹介しましょう。例えば、次のような方法が考えられます。

○特別支援学級便りを配布して得意なことなどを紹介する。

※内容や写真の掲載について、必ず保護者の了解を得るようにします。

○朝の会や学級活動を利用して、得意なことや苦手なこと、好きなことなどを紹介する。

※担任が行うのもよいし、特別支援学級担任が行うのもよい。

○得意な活動を生かして紹介する。

※学習で取り組んだことを壁新聞にして紹介、学習で作成したカレンダーや月掲示を交流学級で使用してもらうなどする。

保護者への啓発を行う

○特別支援教育とは何かを伝える

学校は、特別支援教育とはどういう取組かを保護者に伝えていきましょう。方法として次のようなことが考えられます。

○PTA総会で伝える。（例えば、全保護者を対象に）

○新入児説明会で伝える。（例えば、新1年生の保護者を対象に）

○学年懇談で伝える。（例えば、学年の保護者を対象に）



障がいについて知る

○様々な障がいの特性や、ちょっとした手助けや配慮を正しく理解できるような学習を取り入れる

誰もが、お互いの違いを理解して、認め合ったり支え合ったりする社会をつくっていくことが大切です。お互いの違いを理解することの一つとして障がいを理解する学習も取り入れてみましょう。方法はいろいろあると思いますが、ここでは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課の「あいサポート運動」の取組を紹介します。

○あいサポート運動とは

誰もが、多様な障がいの特性や障がいがある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会をみんなでつくっていく運動です。

「あいサポートキッズになろう」の取組は、あいサポート運動の取組を子どもたちに広げる目的でできました。チラシの一部を活用して紹介いたします。学校での学習を検討する際に、参考にしてください。

あいサポートキッズになろう

「あいサポートキッズ」とは

障がいのある人もない人も、みんなで共に生きようとする「あいサポートマインド」を持って行動する子どもたちのことです。

「あいサポートキッズ」になるには

学校の授業で「あいサポート運動」や「障がい理解（手話学習や体験学習など）」の学習などに取り組んだ後、報告書を送っていただくと、学習に取り組んだ子どもたち全員に、「あいサポートストラップ」を差し上げます。



学習してもらえらるストラップ

障がいのある方が暮らしやすい地域社会について関心を持つきっかけとして、学習してみませんか！



報告書は鳥取県福祉保健部障がい福祉課のホームページにあります。

「学習指導ガイド」は先生のための手引き書です。

ゲストティーチャーの派遣や研修の相談もできます。

DVDのタイトルは、「まず、知ることから始めましょう。障がいのこと」です。子どもにも分かりやすいDVDです。

学校の授業で「あいサポート運動」や「障がい理解（手話学習や体験学習など）」を学習で取り上げていただき、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）について関心を持っていただくきっかけとして活用していただけるよう、「障がいのある方等が出演し直接語りかけているDVD」及び「先生方が授業の際、参考にさせていただく学習指導ガイド」を各小学校に配布しています。

学習指導ガイド



「先生が参考にさせていただく学習指導ガイド」

あいサポート運動に関するゲストティーチャーの派遣や福祉学習、教職員・保護者向けのあいサポーター研修などの御相談は、鳥取県社会福祉協議会地域福祉部にお問い合わせください。



「障がいのある方等が出演し直接語りかけているDVD」

【お問い合わせ】

鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

(電話)0857-59-6332 (ファクシミリ)0857-59-6340

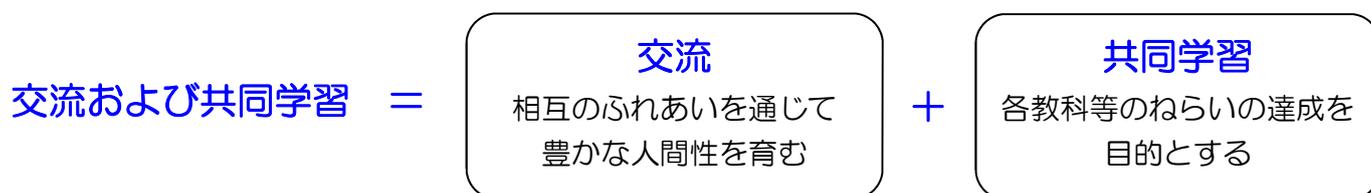
17 交流及び共同学習の推進



交流及び共同学習は、特別支援学級の子どもと他の学級や学校の子どもが理解し合うための絶好の機会です。同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。効果的な取組にするためには、組織的、計画的に実施することが大切です。

交流及び共同学習の意味

特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもと一緒に参加する活動は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。「交流及び共同学習」は、このように両方の側面があります。



○形態

- 【校内】・・・校内の通常学級と行う交流及び共同学習
- 【学校間】・・・近隣の学校や特別支援学校と行う交流及び共同学習
- 【居住地校】・・・児童生徒の自宅が所在する地域の学校と行う交流及び共同学習

○種類

- 【直接的な交流及び共同学習】
教科等の学習、学校行事、給食、クラブ活動など、直接的に子どもたちがかかわる活動
- 【間接的な交流及び共同学習】
手紙やビデオレターでのやりとり、校内に学習の様子や作品を掲示することなど、間接的にかかわる活動

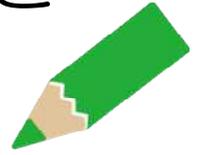
○事前に配慮すること

- ・保護者も含めて関係教職員が必要ことや目的について十分に理解し合えるように話し合う。
- ・年間計画や活動ごとの指導計画を作成する。
※形態、内容、回数、時間、場所、役割分担、協力体制等について十分検討する。

○実際の活動において配慮すること

- ・通常の学級や地域の人たちに対しては、障がいについての正しい知識、適切な支援や協力の仕方等について理解を促すことが必要です。
- ・特別支援学級の子どもたちに対しては、積極的な行動や支援や協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり励ましたりしましょう。
- ・活動の際は、子どもたちが主体的に取り組めるようにしましょう。
- ・事故の防止に努め、活動が負担過重にならないようにしましょう。

18 ケース会議・支援会議のねらいと進め方



ケース会議や支援会議は、支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、関係者が情報を共有し、より良い支援ができるようにするものです。本手引では、校内の教職員で行う会議を「ケース会議」、教職員の他に保護者や関係機関が参加する会議を「支援会議」と呼ぶこととします。それぞれのねらいと進め方を紹介します。

ケース会議 ～校内で支援を検討～

校内の関わりのある人たちで小さなチームを作り、必要なときに柔軟に会を開き、支援を検討する会議



〈参加者〉 学校の教職員（支援チームの教職員、学年等）

〈内容〉 児童生徒の状況報告、課題の明確化、具体的な取組の確認等を行う。
必要に応じて支援の役割分担をする。

ケース会議の進め方の例

（1）必要なときに児童生徒に関わりのある教職員に声をかけ、柔軟に開く

○進行役は、担任や特別支援教育主任がよい。

（2）支援を検討するために話し合う

- 児童生徒がどのようなことに困っているのか、どのような出来事があるのかを担当が話す。
- 参加者は、児童生徒の様子を話す。
- 児童生徒の行動の原因や背景をさぐり、仮説を立てる。
- 短期目標を決める。
- 支援（具体的な取組）を検討する。



（3）個別の指導計画に反映させる

- 決定した目標や支援（具体的な取組）等を個別の指導計画に記載する。
※チームで立てることが望ましい。

（4）支援（具体的な取組）の実施

ポイント

- 検討した支援は、すぐに実践する。
※効果が現れない場合は、支援を再検討する。
- 検討した支援は、必ず実践する。
※支援することが難しい場合は、無理なくできる支援を再検討する。

（4）校内委員会で報告

- ケース会議で検討した内容は校内委員会で報告する。
- 支援の方向性がよいかどうか、必要に応じて外部機関との連携が必要かどうかを検討する。

支援会議

～関係機関等と連携～

学校の教職員の他、保護者や関係機関等も参加し、支援を検討する会議



〈参加者〉 保護者、関係機関等、学校の教職員

〈内容〉 学校や家庭での児童生徒の様子を共有し、関係機関等の意見を参考にしながら具体的な支援を検討します。

※個別の教育支援計画の作成時や修正時においても、支援会議を開催します。

支援会議の進め方の例

(1) 司会者と記録者を決める

○司会者（担任以外の教職員がよい）を決める。

※司会者と記録者は同じ人でもよい。

〈板書例〉

	学校での様子	その他の場面での様子 (家庭・関係機関等)
よいところ		
身に付けてほしいこと		

(2) 学校での様子を話す

家庭での様子を話してもらう

関係機関のアドバイス等を聞く

○よさ（強み）を生かした目標や取組を検討するために、身に付けてほしいことだけでなく、よいところも出し合う。

目標	
具体的な取組	

(3) 目標を立てる

○身に付けてほしいことの中から、1～2つに絞り目標を立てる。目標は少しがんばれば達成できそうな目標にする。

※学校と家庭、両方の目標を立てるとよい。

※ホワイトボードを活用して話し合い、右の板書例のように児童生徒の様子を簡潔にまとめると、参加者が同じ内容を共通理解することができる。



(4) 支援（具体的な取組）を決める

○目標を達成するために、だれがどのような取組をするのか、具体的に検討する。

※ホワイトボードの板書の内容を写真に撮って印刷し、保護者に記録として渡してもよい。

学校も記録として個別のファイルに綴る。

(5) 個別の指導計画に反映させる

○決定した目標や支援（具体的な取組）等を個別の指導計画に記載する。

※話し合ったことを指導に生かすことが大切である。

移行支援会議 ～校種間の引継～

進学や転校の際に、どのような支援があれば、対象児童生徒が安心して学校生活を送ることができるかを伝え、支援を検討する会議

〈参加者〉 保護者、進学先の教職員、学校の教職員

〈内 容〉 学校や家庭での児童生徒の様子や支援の内容を、進学先の教職員に具体的に伝えます。保護者の希望に添って、個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぎます。



移行支援会議の進め方（中学校へ進学する時の例）

○司会は、児童が在籍している小学校の先生が行うのがよい。和やかな雰囲気ではが進行するようにします。

ポイント

会議だけでは、子どもたちの様子を正しく把握することはできません。進学前の子どもの様子を、直接見に出かけることが大切です。

第 回移行支援会議

1. 日時 平成 年 月 日 () : ~ :

2. 場所 ○○立○○学校

初回は在籍している小学校で行うと、保護者は安心されます。進学時期に近くなれば、進学先で行うのがよいでしょう。

3. 出席者 保護者
○○小学校
○○中学校
○○（関係機関）

出席者の紹介（自己紹介）をします。関わりの深い方から順に行います。

4. 目的 ○○さんが安心して中学校生活を送ることができるように、小学校での様子や支援の内容を伝え、進学後の支援を検討する。

目的を伝え、出席者が共通理解します。

5. 現在の様子と支援の経過
(1) 小学校より
(2) ○○（関係機関）より
(3) 保護者より

関係機関が出席できない場合は、関係機関の方からのアドバイス等を紹介します。保護者に、家での様子、進学後どのように過ごしてほしいか、不安に感じていることは何かなどを話してもらいます。

6. 今後の方針

中学校での支援の方針を大まかに決めます。この場合、できるだけ小学校での支援が継続できるように検討します。小学校は、卒業までにどんな力を付けるとよいかを検討します。進学先の教職員は、保護者や児童生徒が安心してできるように新年度にできる支援を伝えます。

<個人情報への配慮を>

○上記のようにレジメを作成した場合、個人情報が流出しないように、記録として1部を保管するほかは破棄するなどの配慮が必要です。

<引き継いだ内容を、確実に新年度の教職員へ引き継ぐために>

○引き継いだ情報は児童生徒にとって大切な情報です。進学先の学校は「個別のファイル」を作成し、引き継ぎの記録用紙等を綴ります。引き継いだ内容が新年度の教職員に確実に伝わり、校内で共有できるようにしましょう。



個別のファイル

19 保護者とともに歩む



○保護者の支えになってください

特別支援学級担任は、特別支援学級の児童生徒の成長を支えることはもちろん、同時にその保護者も支えていくことが大切です。なぜなら、保護者の思いや児童生徒への関わりが、児童生徒の成長に大きく関係するからです。

保護者は、我が子の障がいに気づいたとき、大きなショックを受けます。すぐには受け入れることができません。そして「間違いではないか」と否定したり、「この障がいは治らない。どうすればよいのか」と混乱したりする時期も訪れると言われています。

しかし、子どもの成長やがんばっている姿、笑顔などを見ているうちに、「この子のために、親として何をしてあげればよいか」と努力する気持ちに変化していきます。

このような保護者の気持ちを少しでもくみ取り、その気持ちにより添って支えていける、そんなすてきな担任であってほしいと思います。

○子どもの成長を喜び合いましょう

子どもが、「楽しかった」「明日も行きたい」「こんなことができたよ」といきいきと話す姿は、教師はもちろん、保護者にとっても、何よりうれしいことです。保護者と連絡を取り合って、学校生活を存分に取り組んでいる姿や、子どもの成長の様子を実感してもらいましょう。

○保護者とコミュニケーションを取りましょう

保護者と連絡を取る方法はたくさんあります。例えば、連絡帳、学級通信、授業参観、個別懇談、家庭訪問、電話などが考えられます。無理のない方法で行いましょう。

学校生活をいきいきと取り組んでいる様子や子どもの成長の様子を伝えるほかに、保護者とどのようなコミュニケーションを取ればよいのでしょうか。例えば次のようなことが考えられます。

- 具体的によかったことを伝える。
- 交流学級の友達との関わりを具体的に伝える。
- 担任以外の先生との関わりを具体的に伝える。
- 家庭での子どもの様子を聞く。
- 保護者の願い、悩みなどを聞く。

子どもが学校でどのように過ごしているのか分かったら、保護者もうれしく安心もできるでしょう。

○支援会議を開きましょう

支援について検討したり評価したりするときは、ぜひ支援会議を開いてください。学校の教職員と保護者の他、必要ならば関係機関にも参加してもらいます。関係者で支援を検討することで、児童生徒により有効な支援が検討できると思います。いつ支援会議を開くのか、年間の予定を立ててみましょう。



おわりに



特別支援学級は、障がいのある児童生徒を対象とした学級です。できるようになることは少しずつかもしれませんが、確実に成長しています。

そのためには、適切な教育課程を編成したり、学習上生活上の困難を改善するための指導支援をしっかりと行うことなど大切にしてほしいことがたくさんあります。

この特別支援学級担任のための手引（実践編）をみなさまのお手元に置いてお読みいただき、少しでも参考にさせていただけると幸いです。



参考・引用文献

- ・特別支援学校 教育要領・学習指導要領 (平成21年3月) 文部科学省
- ・特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚部・小学部・中学部)
(平成21年6月) 文部科学省
- ・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部・高等部)
(平成21年6月) 文部科学省
- ・岡山県総合教育センター (平成24年2月) 『特別支援学級担任のためのハンドブック』
- ・さいたま市教育委員会 (平成24年3月) 『特別支援学級担任の手引き』
～特別支援教育の充実をめざして～
- ・岩手県立総合教育センター特別支援教育指導資料平成25年度版 『特別支援学級経営の手引』
- ・徳島県立総合教育センター (平成22年3月) 『特別支援学級ハンドブック』
- ・秋田県総合教育センター (平成20年3月) 『特別支援学級新担任の手引』



